

豊田市給水承認工事要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水承認工事に必要な事項を定めるものとする。

(工事区分)

第2条 この要綱に定める水道工事区分は、給水申請に伴う配水管布設工事のうち、給水承認工事を対象とする。

(適用範囲)

第3条 この給水承認工事は、給水の目的により配水管を布設する水道工事に適用する。
ただし、給水管の取出し口径が30ミリメートルを超えるもの、又は同一申請者で2か所以上取出すものは除外する。

(様式)

第4条 この要綱の施行に必要な書類は、豊田市水道工事分担金要綱第31条第1項に定める様式のうち、必要な項目を用いるものとする。

(工事の申込み)

第5条 給水承認工事を申込み者（以下「申込者」という。）は豊田市水道工事分担金要綱第4条第1項の配水管布設工事申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号）第2条第1項の給水装置工事承認申請書についても、同時に提出するものとする。

(決定の通知)

第6条 第5条第1項の規定により、給水承認工事の申込みを受けたときは、申請内容を審査し施工の可否を決定し、施工可と判断された案件については工事施工決定通知書（様式第2号）を申込者に送付するものとする。

(工事施工における遵守事項)

第7条 工事の施工は申込者が行うものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事を請負う水道施工業者は、申込者が選定し依頼するもので、下記の事項を全て満たす者でなければならない。

共通事項：本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと

地域要件：豊田市内本店を有すること

建設業許可：一般建設業許可又は特定建設業許可（水道施設工事）を有すること

施工実績等：公道内における水道施設工事に係る官公庁発注工事のうち、申請年度の4月1日より過去10年間施工・完了した実績（下請けとしての実績は不可）を有するもの

配置技術者：水道配水用ポリエチレン管施工講習を受講（受講証の写しを提出）した配水管技能者の配置が必要

(2) 工事（給水管の取出し工事を含む。）の設計については、上下水道局と詳細な協議をし承諾を得るものとし、また配水管の布設場所は原則、公道内とする。

(3) 工事に着手する前に、現場代理人・主任技術者届（様式第9号）及び工程表、施工計画書を提出し、上下水道局の確認を受けるものとする。

(4) 工事は愛知県工事標準仕様書及び豊田市上下水道局「水道管工事標準仕様書」等に準じて施工する。使用材料については、事前に品質規格に関する資料を提出し上下水道

局の確認を受けてから使用するものとする。

- (5) 工事期間の変更が必要な場合は事前に上下水道局と協議のうえ、工事期間変更届（様式第10号）を提出する。
- (6) 工事が完成したときは、工期末日までに工事完成届（様式第11号）及び、別表に掲げる書類を添付し提出する。
- (7) 工事完成届の提出（受理）後14日以内に完成検査を受検し、合格通知を受理してから7日以内に水道施設寄附採納届（様式第12号）を提出し、水道施設の寄附を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 提出書類

申 込 時	配水管布設工事申込書	1部
	配管予定平面図、配管詳細図	1部
	公図	1部
工 事 着 手 前 ・ 中 間	現場代理人・主任技術届	1部
	工程表	1部
	工事に使用する材料の品質規格に関する資料	1部
	施工計画書	1部
	工事期間変更届（必要な場合）	1部
工 事 完 成 時	工事記録	1部
	実施工程表	1部
	出来形成果表	1部
	社内検査記録	1部
	給水台帳	1部
	出来形資料	
	平面図	1部
	配管詳細図	1部
	オフセット図	1部
	舗装展開図	1部
	測定結果一覧表	1部
	継手管理表	1部
	工事写真（紙または電子納品）	1部
	竣工図	
	位置図	2部
	平面図	2部
	道路横断図	2部
断面図	2部	
配管詳細図	2部	
オフセット図	2部	
検 査 後	水道施設寄附採納届（合格通知後7日以内）	1部
	道路占用完了届用工事写真（工事の一連が確認できる写真）	1部